

令和元年9月24日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
まちづくり政策部 まちづくり政策課
- 2 監査実施日
令和元年5月30日
- 3 監査結果の公表日
令和元年6月26日（平塚市監査委員公表第11号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、都市計画参考図の複写に要する費用の収入に当たり、歳入科目を雑入とすべきところ物品売払収入として整理していた。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 都市計画参考図の複写に要する費用の収入については、物品売払収入ではないため、予算科目を整理し、来年度から「雑入」に収めることとします。 事務の方法を再度確認し、平塚市財務規則に則った適正な事務の執行に努めてまいります。

- ~~~~~
- 1 監査実施対象課
都市整備部 都市整備課
 - 2 監査実施日
令和元年5月30日

3 監査結果の公表日

令和元年6月26日（平塚市監査委員公表第11号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、見附台広場使用料の収入に当たり、納入通知書に納期限が設定されていなかった。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 平塚市財務規則第41条に則り、見附台広場の使用等に関する要領を一部改正し（第10条）、納期限を2週間以内と決めました。

1 監査実施対象課

都市整備部 総合公園課

2 監査実施日

令和元年5月30日

3 監査結果の公表日

令和元年6月26日（平塚市監査委員公表第11号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、自動販売機設置許可に係る管理料の収入に当たり、歳入科目を雑入とすべきところ土木使用料として整理していた。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 歳入科目の誤りについては、同じ馬入ふれあい公園の施設使用料等の収入科目を設定してしまったことによるものでした。 今後は伝票作成時にその都度科目を確認するとともに、決裁時にも再度チェックをするようにしました。

1 監査実施対象課

総務部 職員課

2 監査実施日

令和元年6月26日

3 監査結果の公表日

令和元年7月30日（平塚市監査委員公表第13号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、職員採用事業における業務委託の随意契約を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約事務を行う際には、平塚市契約規則に定める条項の確認を行い、適正な事務を執行してまいります。</p>

~~~~~

1 監査実施対象課

健康・子ども部 子ども家庭課

2 監査実施日

令和元年6月26日

3 監査結果の公表日

令和元年7月30日（平塚市監査委員公表第13号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果                                                                                                                        | 措置の内容                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <p>財務に関する事務<br/>(指摘事項)</p> <p>(1) 補助金の事務について、平塚市児童発達支援センター補助金において、実績報告書の提出が交付要綱に定めた期限より遅れていたため、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p> | <p>(1) 実績報告書の提出遅れがないよう徹底します。今後は交付要綱に則り、適正な事務に努めます。</p> |

~~~~~

1 監査実施対象課

健康・子ども部 健康課

2 監査実施日

令和元年6月26日

3 監査結果の公表日

令和元年7月30日（平塚市監査委員公表第13号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務について、納入通知書に納期限が設定されていないものが散見された。</p> <p>また、支出事務について、保健センター施設管理業務委託において、委託契約書に基づく再委託や法定資格者に関する書面による確認を行っていなかったものがあった。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務においては、財務規則等を再度確認し、指摘事項を課内に周知徹底し、納入通知書に納期限を明記し、適正な事務の執行に努めていきます。</p> <p>また、保健センター施設管理業務委託においては、指摘事項を踏まえて、委託契約書に基づき再委託や法定資格者の確認について、委託先に書面により提出させ、担当者が確認し、適正な事務の執行に努めていきます。</p>

以 上